

令和7年度 社会福祉法人指導監査の結果について

令和7年度に板橋区長が所轄する社会福祉法人に対し実施した指導監査の結果について、以下のとおり報告します。

1 社会福祉法人の指導監査

- (1) 指導監査の対象
- (2) 指導監査の実施状況

2 一般指導監査の実施結果の詳細

- (1) 一般指導監査の概要
- (2) 各監査項目における文書指摘数及び主な内容
- (3) 文書指摘に係る改善状況

【添付資料】

別紙 法人別指導監査指摘内容・改善状況

1 社会福祉法人の指導監査

(1) 指導監査の対象

区が所轄する社会福祉法人 33 法人（令和 7 年 4 月 1 日現在）

【板橋区が所轄する社会福祉法人数の推移】（各年度 4 月 1 日現在）※1

事業区分	令和 3 年度	令和 4 年度※2	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
社会福祉関係	1 法人	1 法人	1 法人	1 法人	1 法人
児童福祉関係	22 法人	23 法人	23 法人	23 法人	23 法人
老人福祉関係	6 法人	6 法人	6 法人	6 法人	6 法人
障がい福祉関係	3 法人	3 法人	3 法人	3 法人	3 法人
合 計	32 法人	33 法人	33 法人	33 法人	33 法人

※2 令和 3 年 5 月に児童福祉関係事業を実施する 1 法人が設立登記され、区所管となった。

※3 令和 7 年 5 月に、老人福祉関係事業を実施する 1 法人が板橋区外で事業を開始したことにより東京都知事へ移管となり、令和 8 年 4 月 1 日現在では 32 法人となっている。

(2) 指導監査の実施状況

①一般指導監査

令和 7 年度は、令和 7 年 9 月から令和 8 年 1 月までの間に、板橋区長が所轄する 33 法人（令和 7 年 4 月 1 日現在）のうち、全体の約 33%にあたる 11 法人に一般指導監査を実施しました。

【事業区分別の監査実施状況】

事業区分	対 象 法人数	実施状況					
		令和 7 年度		令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
		実施法人数	実施率				
社会福祉関係	1	1	100.0%	0	0	1	0
児童福祉関係	23	8	34.8%	6	9	12	9
老人福祉関係	6	1	16.7%	3	2	1	3
障がい福祉関係	3	1	33.3%	2	0	1	1
	33	11	33.3%	11	11	15	13

②特別指導監査

令和 7 年度は、該当法人が存しなかったため、特別指導監査は実施していません。

なお、平成 25 年度の事務移管以降、板橋区において特別指導監査等の実施実績はありません。

2 一般指導監査の実施結果の詳細

(1) 一般指導監査の概要

令和 7 年度は、11 法人に指導監査を行い、5 法人に文書による指摘事項（以下、「文書指摘」という。）があったため、改善の報告を求めました。文書指摘件数等は下表のとおりです。

また、文書指摘とならなかった事項（口頭指摘、助言）については、今後の法人運営の改善に活用できるよう、その内容を監査結果通知書の参考資料として監査を実施した全ての法人に送付しました。

所 轄 法人数	指導監査 実施法人数		文書指摘法人数		文書指摘 件数	文書 指摘 項目数				
		実施率		指摘率			区分	実 施 法人数	指摘数	平均
33	11	33.3%	5	45.5%	10	11	社会福祉	1 法人	1 件	1 件
							児童福祉	8 法人	8 件	1 件
							老人福祉	1 法人	0 件	0 件
							障がい福祉	1 法人	2 件	2 件

文書指摘の経年推移は下表のとおりです。

年度	実施法人数	文書指摘法人数	文書指摘項目数	1 法人あたりの 文書指摘項目数
平成 29 年度	17 法人	17 法人	188 件	11 件
平成 30 年度	15 法人	14 法人	109 件	7.7 件
令和元年度	13 法人	12 法人	97 件	8 件
令和 2 年度	9 法人	8 法人	48 件	6 件
令和 3 年度	13 法人	10 法人	68 件	6.8 件
令和 4 年度	15 法人	13 法人	83 件	6.3 件
令和 5 年度	11 法人	9 法人	30 件	3.3 件
令和 6 年度	11 法人	4 法人	11 件	2.8 件
令和 7 年度	11 法人	5 法人	11 件	2.2 件

令和 7 年度に指導監査を実施した法人については、前回の監査は令和 4 年度に実施しました。

平成 29 年に施行された改正社会福祉法による指導監査は令和 5 年度から三巡目に入り、指摘項目数が引き続き減少傾向であることが確認されました。

(2) 各監査項目における文書指摘数及び主な内容

①「I 法人運営」に関する監査項目

項目		監査項目	文書指摘数				
			社会福祉	児童福祉	老人福祉	障がい福祉	合計
I 法人運営							
1 定款			0	0	0	0	0
		1 定款は、法令等に従い、必要事項が記載されているか。	0	0	0	0	0
		2 定款の変更が所定の手続を経て行われているか。	0	0	0	0	0
		3 法令に従い、定款の備置き・公表がされているか。	0	0	0	0	0
3 評議員・評議員会			0	2	0	0	2
	(1) 評議員の選任	1 法律の要件を満たす者が適正な手続きにより選任されているか。	0	0	0	0	0
		2 評議員となることができない者又は適当ではない者が選任されていないか。	0	0	0	0	0
		3 評議員の数は、法令及び定款に定める員数となっているか。	0	0	0	0	0
	(2) 評議員会の招集・運営	1 評議員会の招集が適正に行われているか。	0	1	0	0	1
		2 決議が適正に行われているか。	0	0	0	0	0

		3 評議員会について、適正に記録の作成、保存を行っているか。	0	0	0	0	0
		4 決算手続は、法令及び定款の定めに従い、適正に行われているか。	0	1	0	0	1
4 理事			0	1	0	0	1
(1) 定数	1	法に規定された員数が定款に定められ、その定款に定める員数を満たす選任がされているか。	0	0	0	0	0
(2) 選任及び解任	1	理事は法令及び定款に定める手続により選任又は解任されているか。	0	0	0	0	0
(3) 適格性	1	理事となることができない者又は適切ではない者が選任されていないか。	0	0	0	0	0
	2	理事として含まれていなければならない者が選任されているか。	0	0	0	0	0
(4) 理事長	1	理事長及び業務執行理事は理事会で選定されているか。	0	1	0	0	1
5 監事			1	0	0	0	1
(1) 定数	1	法に規定された員数が定款に定められ、その定款に定める員数を満たす選任がされているか。	0	0	0	0	0
(2) 選任及び解任	1	法令及び定款に定める手続により選任又は解任されているか。	1	0	0	0	1
	2	監事となることができない者が選任されていないか。	0	0	0	0	0
	3	法に定める者が含まれているか。	0	0	0	0	0
(3) 職務・義務	1	法令に定めるところにより業務を行っているか。	0	0	0	0	0
6 理事会			0	0	0	2	2
(1) 審議状況	1	理事会は法令及び定款の定めに従って開催されているか。	0	0	0	0	0
	2	理事会の決議は、法令及び定款に定めるところにより行われているか。	0	0	0	1	1
	3	理事への権限の委任は適切に行われているか。	0	0	0	1	1
	4	法令又は定款に定めるところにより、理事長等が、職務の執行状況について、理事会に報告をしているか。	0	0	0	0	0
(2) 記録	1	法令で定めるところにより議事録が作成され、保存されているか。	0	0	0	0	0
(3) 債権債務の状況	1	借入は、適正に行われているか。	0	0	0	0	0
8 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬			0	1	0	0	1
(1) 報酬	1	評議員の報酬等の額が法令で定めるところにより定められているか。	0	1	0	0	1
	2	理事の報酬等の額が法令に定めるところにより定められているか。	0	0	0	0	0
	3	監事の報酬等の額が法令に定めるところにより定められているか。	0	0	0	0	0
	4	会計監査人の報酬等の額が法令に定めるところにより定められているか。	0	0	0	0	0
(2) 報酬等支給基準	1	役員及び評議員に対する報酬等の支給基準について、法令に定める手続により定め、公表しているか。	0	0	0	0	0
(3) 報酬の支給	1	役員及び評議員の報酬等が法令等に定めるところにより支給されているか。	0	0	0	0	0
(4) 報酬等の総額の公表	1	役員及び評議員等の報酬について、法令に定めるところにより公表しているか。	0	0	0	0	0

I	法人運営に係る文書指摘事項の合計	1	4	0	2	7
---	------------------	---	---	---	---	---

※指摘基準に該当しない内部規程等の違反については、「I 法人運営」の項目で指摘を行うこととされている。

※所轄する法人に会計監査人の設置が必要となる法人が存しない（規模要件：資産 30 億円以上、負債 60 億円以上）ため、「2 内部管理体制」「7 会計監査人」の項目、「8 評議員会、理事、監事及び会計監査人の報酬」の一部については、監査の対象とはしていないことから、上表では除外している。

【主な文書指摘事項の内容と着眼点】

5 監事「法令及び定款に定める手続により選任又は解任されているか。」

<指摘内容>

- ・監事の選任議案について、監事の過半数同意が理事会の議事録等から確認できない。

<着眼点>

理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、監事が理事の職務の執行（理事会の構成員として行う行為を含む。）を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、監事の過半数の同意を得なければならない（法第 43 条第 3 項により準用される一般法人法第 72 条第 1 項）。

6 理事会「理事への権限の委任は適切に行われているか。」

<指摘内容>

- ・理事会で決定すべき事項が明確に定められていない。

<着眼点>

・理事会の権限である法人の業務執行の決定を、理事長等に委任することはできるが、法人運営に関する重要な事項及び理事（特に理事長や業務執行理事）の職務の執行の監督に必要な事項等については、理事会で決定されなければならない、理事長等にその権限を委任することはできない。また、理事へ権限を委任する際は、その責任の所在を明らかにするため、委任する権限の内容を明確にすべきである。

②「II 事業」に関する監査項目

項目	監査項目	文書指摘数				
		社会福祉	児童福祉	老人福祉	障がい福祉	合計
II 事業						
1 事業一般		0	0	0	0	0
	1 定款に従って事業を実施しているか。	0	0	0	0	0
	2 「地域における公益的な取組」を実施しているか。	0	0	0	0	0
2 社会福祉事業		0	0	0	0	0
	1 社会福祉事業を行うことを目的とする法人として適正に実施されているか。	0	0	0	0	0
	2 社会福祉事業を行うために必要な資産を有しているか。	0	0	0	0	0
3 公益事業		0	0	0	0	0
	1 社会福祉事業を行うことを目的とする法人が行う公益事業として適正に実施されているか。	0	0	0	0	0
4 収益事業		0	0	0	0	0
	1 法に基づき適正に実施されているか。	0	0	0	0	0
	2 法人が行う事業として法令上認められるものであるか。	0	0	0	0	0

Ⅱ 事業に係る文書指摘事項の合計	0	0	0	0	0
------------------	---	---	---	---	---

【主な文書指摘事項の内容】

令和7年度は「Ⅱ 事業」に関する監査項目に関し、文書指摘はありませんでした。

③「Ⅲ 管理」に関する監査項目

項目	監査項目	文書指摘数				
		社会福祉	児童福祉	老人福祉	障がい福祉	合計
Ⅲ 管理						
1 人事管理		0	0	0	0	0
	1 法令に従い、職員の任免等人事管理を行っているか。	0	0	0	0	0
2 資産管理		0	0	0	0	0
(1) 基本財産	1 基本財産の管理運用が適切になされているか。	0	0	0	0	0
(2) 基本財産以外の財産	1 基本財産以外の資産の管理運用は適切になされているか。	0	0	0	0	0
(3) 株式保有	1 株式の保有は適切になされているか。	0	0	0	0	0
(4) 不動産の借用	1 不動産を借用している場合、適正な手続きを行っているか。	0	0	0	0	0
3 会計管理		0	2	0	0	2
(1) 会計の原則		0	0	0	0	0
(2) 規程・体制	1 経理規程を制定しているか。	0	1	0	0	1
	2 予算の執行及び資金等の管理に関する体制が整備されているか。	0	0	0	0	0
(3) 会計処理		0	0	0	0	0
	1 事業区分等は適正に区分されているか。	0	0	0	0	0
	2 会計処理の基本的取扱いに沿った会計処理を行っているか。	0	0	0	0	0
	3 計算書類が法令に基づき適正に作成されているか。	0	1	0	0	1
(4) 会計帳簿	1 会計帳簿は適正に整備されているか。	0	0	0	0	0
(5) 附属明細書等	1 注記が法令に基づき適正に作成されているか。	0	0	0	0	0
	2 附属明細書が法令に基づき適正に作成されているか。	0	0	0	0	0
	3 財産目録が法令に基づき適正に作成されているか。	0	0	0	0	0
4 その他		0	2	0	0	2
(1) 特別の利益供与の禁止	1 社会福祉法人の関係者に対して特別の利益を与えていないか。	0	0	0	0	0
(2) 社会福祉充実計画	1 社会福祉充実計画に従い事業が行われているか。	0	0	0	0	0
(3) 情報の公表	1 法令に定める情報の公表を行っているか。	0	1	0	0	1
(4) その他	1 福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じているか。	0	0	0	0	0
	2 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組が行われているか。	0	0	0	0	0
	3 当該法人が登記しなければならない事項について期限までに登記がなされているか。	0	0	0	0	0
	4 契約等が適正に行われているか。	0	1	0	0	1

Ⅲ 管理に係る文書指摘事項の合計	0	4	0	0	4
------------------	---	---	---	---	---

※指摘基準の定め違反のほか、法人の財務状況を正確に表示しない（問題点を隠す）ことを目的として会計処理を行った場合や会計基準に則していない会計処理（会計処理の誤りを含む）により計算書類に重大な影響を与えた場合等については、ガイドラインの「Ⅲ 管理」-「3 会計管理」-「(3) 会計処理」で指摘を行うこととされている。

【主な文書指摘事項の内容】

4 その他「契約等が適正に行われているか。」

<指摘内容>

- ・随意契約によりことができる合理的な理由が確認できず、また、必要な数の見積書を徴取していない。

<着眼点>

- ・随意契約を行う場合は、入札通知に規定する随意契約に関する基準に基づき適正に行う必要がある。

（３）文書指摘に係る改善状況

①改善状況報告書の提出

令和８年３月３１日現在において、５法人中５法人から提出があり、１０件あった文書指摘件数（文書指摘項目数は１１件）のうち４件について改善されたと判断し、法人数としては２法人が「改善済」となりました。

改善済と判断した法人数	改善済と判断した件数 (項目数)
2	4 (4)

※令和８年３月３１日現在

②フォローアップの実施

改善取組中の法人に対して、改善状況の確認や改善に向けての助言等を行うフォローアップを実施しています。その結果、令和８年７月２１日現在において、さらに４件の文書指摘事項について改善され（文書指摘項目数は５件が改善）、３法人が「改善済」となりました。

改善済と判断した法人数	改善済と判断した件数 (項目数)
3	8 (9)

※令和８年７月２１日現在

③法人別指導監査指摘内容・改善状況

別紙のとおり

（４）令和７年度からの新たな取り組み

経営悪化の早期発見を主眼として、財務分析の業務委託を開始しました。委託業者からの財務分析報告書をもとに、指導監査の際に法人へヒアリングを実施し、法人の抱えている問題点を明らかにすることができました。財務分析は施設所管課にも提供し、情報共有を行いました。

令和7年度指導監査指摘内容・改善状況

改善済 3法人（5法人中）、8件（10件中）

R8.7.21現在

No	法人名	所在地	指導監査日	文書指摘内容	監査項目	改善状況
1	さくら福祉会	東新町1丁目17番7号	令和7年9月4日			
2	あすなろ福祉会	仲宿25番6号	令和7年9月11日			
3	わかたけ会	仲町45番4号	令和7年9月29日			
4	板橋敬隣会	本町19番4号	令和7年10月10日	報酬規程の改正について、評議員会の決議が行われていない。	評議員の報酬等の額が法令で定めるところにより定められているか。	改善済み
				寄附金の受入において、経理規程に基づく事務処理が行われていない。	経理規程を制定しているか。	改善済み
5	友和会	坂下1丁目21番9号	令和7年10月23日			
6	松柏児童園	西台1丁目27番10号	令和7年11月12日			
7	成増会	成増2丁目24番7号	令和7年11月27日	契約に係る手続きが不適正である。	契約等が適正に行われているか。	改善済み
8	JHC板橋会	南常盤台2丁目1番7号	令和7年12月11日	理事会の決議（決議の省略）において、理事全員の同意が確認できない。	理事会の決議は、法令及び定款に定めるところにより行われているか。	改善済み
				理事会で決定すべき事項が明確に定められていない。	理事への権限の委任は適切に行われているか。	改善済み
9	北野会	徳丸3丁目32番28号	令和7年12月25日			
10	聖マリアの家	高島平8丁目21番11号	令和8年1月13日	計算関係書類等について、会計年度終了後3か月以内に、監事監査及び理事会・評議員会の承認を受けていない。	評議員会の招集が適正に行われているか。	改善済み
					決算手続は、法令及び定款の定めに従い、適正に行われているか。	
				業務執行理事が選任されていない。	理事長及び業務執行理事は理事会で選定されているか。	改善取組中
				当初予算を大幅に超える支出があるが、補正予算が編成されていない。	計算書類が法令に基づき適正に作成されているか。	改善済み
				令和6年度決算にかかる計算書類について、ホームページで公表されていない。	法令に定める情報の公表を行っているか。	改善済み
11	板橋区社会福祉協議会	板橋2丁目65番6号	令和8年1月29日	監事の選任議案について、監事の過半数同意が理事会の議事録等から確認できない。	法令及び定款に定める手続により選任又は解任されているか。	改善取組中